

## 令和6年度決算における 引上げ分に係る地方消費税収の使途について

税率引上げ分に係る地方消費税収については、  
こども・子育てや医療・介護に係る社会保障施策に要する経費に充当します。

### 1 歳入

引上げ分の地方消費税収

9,753百万円

### 2 歳出

引上げ分の地方消費税収を充当する経費は次のとおり。

(単位:百万円)

項目	事業費(一般財源)	うち引上げ分の 地方消費税充当額
こども・子育て	9,107 ※	4,905
放課後児童健全育成	580	580
保育所運営費・児童入所施設措置費	6,571	2,484
医療費助成	1,240	1,187
市町村が行うこども・子育て事業への補助、 保育緊急確保事業	590	590
高等教育の無償化	67	64
医療・介護	35,627 ※	4,848
国民健康保険、後期高齢者医療制度に係る 負担金	17,595	2,702
地方独立行政法人病院・公立病院事業 負担金	5,296	712
地域医療介護総合確保基金事業 (医療分)	312	312
地域医療介護総合確保基金事業 (介護分)	207	204
介護給付費負担金	11,461	918
合計	44,734	9,753

※当該項目に関する事業費(一般財源)全体の合計であるため、内訳の合計とは一致しません。

四捨五入の関係で計と一致しない場合があります。